

佐久城山小学校いじめ防止基本方針（概要）

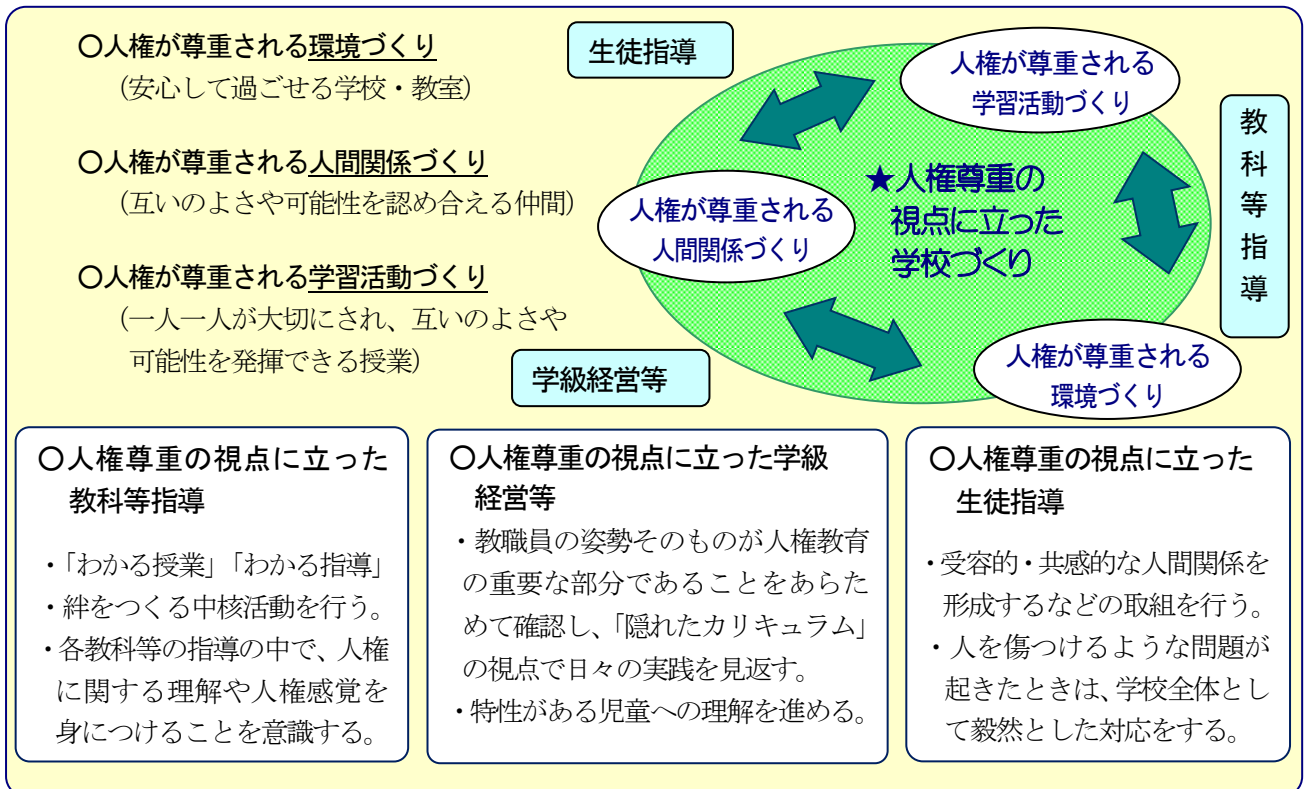
令和6年度

1 いじめの定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめへの防止等に関する措置

（1）いじめの未然防止



<いじめを未然に防ぐ具体的な取組>

- 人権尊重の精神を貫いた日常的な教育活動の実施
- 対人関係ゲームや構成的グループエンカウンター、人権教育ワークショップ等を実施し、人間関係づくり・集団づくりを進める。
- 他学年、保育園児、中学生、障害者、高齢者、地域の方々等の様々な人たちとの出会いや交流を行うことで、自尊感情を高め、違いを豊かさとして受け止められる経験を積み重ねる。
- 様々な人権課題について学び、豊かな人権感覚を養う。
- いじめ防止、人権に関わる内容を取り入れた校長講話の実施
- 子ども会が主体となった取組。
 - ・子ども会活動によるいじめ防止を訴える自発的、自治的な活動・集会等を支援する。
- 講演会・ワークショップの実施

(2) いじめの早期発見

①いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見
- 複数の教職員の目による発見
- アンケート調査
- 教育相談を通じた把握

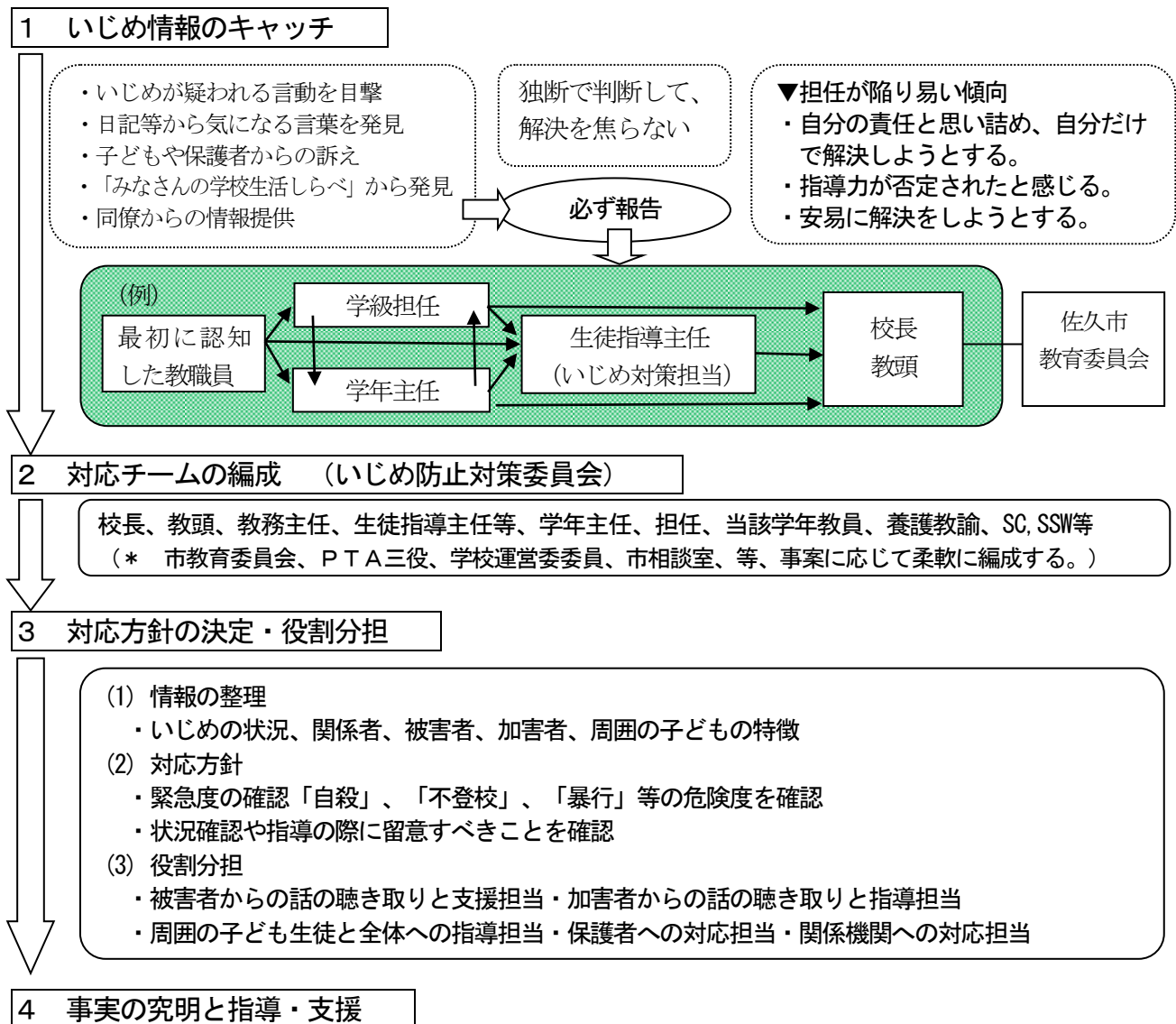
②いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

③保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者・地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者等からの訴えに耳を傾ける。

(3) いじめ発生時の対応といじめ対策委員会組織・分担等



(4) いじめの解消に向けた取り組み

① 事実の究明

○いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

② 被害児童への支援

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。

○子どもの表面的な変化を見て「解消した」と安易に判断せず、支援を継続する。

③ 加害児童への支援・指導

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させ、支援していく。

④ 周囲の児童への支援・指導

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○傍観者も、いじめに加担する可能性がある立場であることを指導する。

○いじめの問題に、教師が子どもとともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

⑤ 保護者への対応

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。

○学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

※ インターネットやSNS等に関連するいじめへの対応

○保護者への啓発活動

○インターネット上の問題点等の研修

○危機管理の一環として、学校に関連するサイトの存在を探る

○事実確認と証拠の保存や管理者への削除の依頼等

○警察等関係機関への相談

3 重大事態への対処

○直ちに教育委員会へ報告する。

○教育委員会と連携し、調査を実施する。

○被害児童を徹底的に守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

(『いじめ防止のための基本的な方針』(県教委 H30.3改定) 参考)